

平成25年第20回

荒川区教育委員会定例会

平成25年10月25日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

平成25年荒川区教育委員会第20回定例会

1 日 時 平成25年10月25日 午後3時30分

2 場 所 特別会議室

3 出席委員 委 員 長 高 野 照 夫
委員長職務代理者 小 林 敦 子
委 員 坂 田 一 郎
委 員 青 山 侖
教育長 教育部長事務取扱 高 梨 博 和

4 出席職員 教育総務課長 佐 藤 泰 祥
教育施設課長 丹 雅 敏
学 務 課 長 佐 藤 淳 哉
社会教育課長 北 村 美 紀 子
社会体育課長 泉 谷 清 文
指 導 室 長 武 井 勝 久
南千住図書館長 小 堀 明 美
書 記 駒 崎 彰 一
書 記 大 谷 実
書 記 浅 沼 佳 子
書 記 湯 田 道 徳
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議案件

議案第29号 教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について

議案第30号 「荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針」について

(2) 報告事項

ア 荒川区立小学校教員における結核患者の発生について

イ 「第22回荒川リバーサイドマラソン」の実施について

- ウ 平成25年度東京都スポーツ功労賞の受賞について
- (3) その他

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第20回定例会を開催いたします。

出席委員数の報告を申し上げます。本日5名出席でございます。

会議録の署名委員は、坂田委員及び青山委員をお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長 本日は台風が近づいている中にもかかわらず、そしてまた議会開会中により時間を繰り下げていただきまして、どうもありがとうございます。

また、今回から、高野委員長、小林委員長職務代理者のお2人には、教育委員会の代表者として、議事進行をしていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の審議事項2件、報告事項3件となっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

では、7月19日開催の第13回定例会及び7月26日開催の第14回定例会の会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認等していただきました。本日特に委員から意見がなければ、承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、承認いたします。

また、8月23日開催の第16回定例会及び9月13日開催の第17回定例会の会議録が机上に配付されています。次回の定例会で承認についてお諮りしたいと思いますので、次回までに確認し、何かお気づきの点あれば、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

あらかじめ送付した開催通知では、審議事項1件、報告事項4件として御案内しておりましたが、本日は御手元の次第とおり、報告事項1件を議案に変更させていただきました。

初めに、議案の審議を行います。

議案第29号「教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について」を議題とします。

事務局より、議案の御説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第29号「教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について」、御提案申し上げます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条により実施が求められている「教育委員会の点検・評価」について、本年度における実施結果がまとまったので付議するものでございます。

1「点検・評価の対象」でございます。教育委員会主要施策として位置づけた「荒川区学校教育ビジョン」及び「荒川区生涯学習推進計画」に基づく施策について点検・評価を行ったもので

ございます。

荒川区学校教育ビジョンの(1)「個性や能力を伸ばす教育を進める」、(2)「自分や他人を大切に作る心の教育を進める」等、記載の六つの体系に基づく施策、それから荒川区生涯学習推進計画の重点目標でございます(1)ICTを活用した情報提供・学習支援、(2)生涯スポーツの促進等の五つの重点目標と、重点目標以外の重点施策、伝統的文化の保存と継承、図書館サービスの充実を対象といたしました。

2「施策の評価の実施方法」でございます。全ての施策についておおむね計画どおり進捗していることを確認し、施策の評価と今後の方向性について取りまとめたものでございます。

なお、点検・評価に当たりまして、学識経験者から教育委員会の点検・評価に対し意見をお伺いいたしました。早稲田大学教育・総合科学学術院教授の菊地栄治先生、東京女子体育大学理事・教授、田中洋一先生このお2人は今年で3年目でございます。また、今年から新たに聖学院大学の准教授、小池茂子先生に入らせていただきまして、3人の方から御意見をお伺いいたしました。

裏面でございます。

学識経験者による主な意見でございます。まず、菊地先生からは、積極的な財政支援を進め一定の教育予算を確保し保守的な政策形成ではなく独自の取り組みを展開していることを高く評価する。学校パワーアップ事業について、各校の特色を生かした取り組みは高く評価するが、さらに進化させるために「学び続ける教師」を育てるための仕掛けを学校パワーアップ事業とリンクさせながら構築してほしいという御意見がございまして、また、記載のとおり、2項目について御指摘をいただいたところでございます。

また、田中先生でございます。教育予算の割合は大きく、学校教育の充実と高度な生涯学習社会の実現のための施策を実施し着実な成果を挙げていると評価できる。学校図書館事業の充実に力を注ぎ蔵書の充実に加え子どもの支援や啓発のための施策も充実し高く評価でき今後も継続してほしい。また、ほかに2項目の御意見をお伺いしました。

また、小池先生でございます。「学校教育ビジョン推進プラン」及び「生涯学習推進計画」が構想されそれらに基づき先進的な事業が展開され、かつおのおのの事業に関する分析が実施され透明度のある評価が行われている点を高く評価できる。学習到達度が低い学校や全学校に存在するであろう家庭教育が機能していない児童・生徒への指導と支援を、今後も引き続き行うことが重要である。また、記載の2点の御意見を伺ったところでございます。

教育委員会としましては、今後、今回の点検・評価の結果及び学識経験者の意見等を参考にしながら、学校教育ビジョンや生涯学習推進計画の掲げる目標の実現に向けて、計画的な執行に取り組んで参りたいと考えてございます。

今後の予定でございますけれども、11月12日に、文教・子育て支援委員会に報告をさせていただきまして、11月中旬、区のホームページに公表する予定でございます。

なお、詳細につきましては、本編、分厚いものになってございますが、1ページ目から3ページ目までに、学識経験者の先生方の意見が載っております。また、その後、教育委員会の方で提出しました課題ですとか、評価等について記載をさせていただいておりますので、後ほど見ていただければと思います。

大変、雑駁ではございますが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
委員長 ありがとうございます。菊地栄治先生からは、学校パワーアップ事業が大変特色を生かしており、さらに「学び続ける教師」を育成してくださいという御意見がありました。田中洋一先生からは、私どもが推進している学校図書館事業についての充実が評価されまして、今後も継続してほしいとの御意見。小池茂子先生からは、学校教育ビジョン推進プラン及び生涯学習推進計画構想が非常によくされていると、高い評価をいただきました。

一方、小池先生からの指摘では、家庭教育が機能していない児童・生徒への指導、支援を重点的にやってくださいという御意見です。

詳細につきましては、今いただきましたように、「平成25年度荒川区教育委員会主要施策に関する点検・評価報告書」の本編に記載されております。ただいまの説明について、質疑はございますでしょうか。

小林委員 菊地栄治先生のところ、荒川コミュニティカレッジでの子どもたちの学びの充実へ結びつけていくことが重要であるが、具体的な施策として十分に実現されていないという御指摘があります。具体的にもう少し、どういったことをおっしゃられたのか、補足説明をしていただけますか。

社会教育課長 「荒川コミュニティカレッジ」今回4期生を募集しまして、1期生2期生が修了している状況の中で、その方たちが卒業後に地域活動をしております。菊地先生がおっしゃるのは、その学びを子どもたちの学びに貢献できていないという、事業としてやっている姿が見えないと御指摘いただいたものと捉えております。さらに自主的な活動がなかなかまだ実現できていない状況は、行政としての支援が不足している点は反省しており、修了生が自主的に学びを地域活動に生かせるような仕組みをつくったらどうかという御指摘がございました。

小林委員 ありがとうございます。日本は少子高齢化が非常に深刻になっていて、高齢化率がついに25%という中で、高齢者と若い世代との断絶というのが、かなり深刻な問題になっております。高齢者の社会保障費については充実していますが、いかに世代間が交流していくのか、というのがこれからは重要だと思います。ぜひ荒川におきましても、世代間の交流事業が展開されることを期待しています。

ただ、世代間の交流事業というのはなかなか難しいところがあり、これはやはりコーディネーターする人材が非常に重要な部分となります。コーディネーター役がうまくいかないとなかなか展開していかないというところがあり、できればコーディネーターできる人材を何らかの形で育てる必要があると思いました。

社会教育課長 そのような形の人材育成を、これからも区として取り組んで参りたいと考えております。

小林委員 そうですね。コミュニティカレッジの萩原係長さんは、非常に優秀です。ただなかなかお忙しいようです。ぜひ充実したスタッフ体制になるといいですね。

社会教育課長 社会教育課として、コミュニティカレッジの執務体制及び運営体制を充実させるよう努めて参りたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。そのほかありますか。

シームレス化というところとちょっとニュアンスが違ってしまうかもしれませんが、今度のリバーサイドマラソンや、体育の授業等を通じて、高齢者と児童が交流をもつことで世代間のシームレス化を図るというような方法もありますから、そういうコミュニケーションをうまくするのに、そういったコーディネーターができる人材を育てるとするのは、その一つの方法だと思うのです。

小林委員 高齢者と小学生と一緒に何かできる授業があるといいですね。一緒に心を持つというか、一方的に高齢者が教えるのではなくて、一緒に何かをやっていくというか、そういうプロジェクトを仕掛けるといいと思います。

委員長 僕は以前、一つのコミュニティに親世代、祖父母の世代、そして子どもたちという世代が違ふ人が集まると、ジェネレーションギャップを含めて、いろいろなことが解消されることがあるのではないかと、ここではないのですが個人的に提案した事があるのです。そういうコミュニケーションをつくる指導をする人材を育てるのは、難しいですけどね。

坂田委員 子どもの情報教育と、課題解決力とか思考力、判断力ということについてあるのですけれども、前回、学校を視察してもいろいろやり方についてまだ工夫はあるかと思うのです。英語の例えば単語をクリックしてドラッグするだけであれば、手で書かせたほうがいいのかもしいといったような。

情報教育の推進と課題解決型授業だとか、思考力、判断力の育成というのは、決して矛盾するものではないので、そういったことについて、さらに工夫をしていってはどうかと思います。

あと、もう一つは、もちろん情報教育というのは、課題解決力、判断力を育成するだけではなく、ほかの目的もあるので、必ず全てのものが結びつかないといけないと考えると、それもまた行き過ぎだとは思いますが。

委員長 ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

教育長 今、坂田委員からお話ありました、具体的には田中先生の御指摘です。情報教育に力を入れていることに対して、評価はするのだけれども、どうしてもそれ中心になってしまうということで、荒川区が今まで進めている国語教育、習熟度別学習についても、併せて充実することによって、バランスのとれた子どもたちの教育ができるのではないかという御指摘でした。それについては、私ども教育委員会としても、貴重な御意見として受けとめさせていただいたところで

す。
青山委員 3名の学識経験者による意見の中で、荒川区が各種の全国の注目を集めるような教育上の取り組みをしているということが高く評価していただいていると思います。そして共通に、そういった取り組みのために、荒川区の予算を学校教育に対して相当割いているという努力を評価していただいていると思います。

その中で、特に学校パワーアップ事業について、3名とも指摘がありまして、独自の取り組みとして評価すると同時に、さらに進化させる必要があるという指摘をいただいています。これについては、今後、教育委員会で、この意見を受けとめて、機会があれば議論するということが必要かと思しますので、よろしくをお願いします。

委員長 貴重な御意見ありがとうございました。そのほか、議案第29号について御意見ございますでしょうか。

では、討論を終了いたします。

議案第29号につきまして、原案どおり決定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。異議ないものと認めます。

議案第29号「教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果」につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第30号「荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針」について、事務局より、議案の説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、御説明いたします。議案第30号でございます。「荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針について」でございます。

提案理由でございますが、本年の4月、区立小学校におきまして発生しました学校給食のアレルギー事故、これを踏まえまして、教育委員会内に「学校給食におけるアレルギー対策委員会」を設置し、再発防止に向けた指針を議論してまいりました。今回その指針（案）がまとまりましたので教育委員会に付議するものでございます。

本指針は学校でのアレルギー対応の取り組みをまとめました文部科学省の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」等に準拠するとともに、学校給食の調理、配膳の手順の見

直しや、緊急時の適切な対応等、具体的な事項を定めたものでございます。

主な内容でございます。1番として、基本的な考え方でございますが、教育委員会及び各区立小中学校は、食物アレルギーのある児童・生徒が安全で健康な生活を送ることができるよう、家庭と協力し、学校給食における食物アレルギー対応を行うというものでございます。

2番として、主な実施基準でございます。なお、ポツの周りに丸が囲ってあるものが、荒川区独自の取り組みでございます。一つ目でございますが、医師の診断による学校生活管理指導表に基づきまして実施するものでございます。二つ目としまして、除去食対応、いわゆるアレルギー食材を除いたものです。除去食の対応を基本とし、各校の物理的環境や児童・生徒の個別状況を総合的に判断し、現状で行うことのできる最良の対応を学校長が決定するものでございます。

続いて、独自の取り組みでございますが、食物アレルギー対応食用食器とお盆を使用し、食品包装用フィルムの覆いを食器に施した上、児童・生徒のクラス名・氏名を明記し、各校で決めたワゴンの所定の場所にのせ、教室前に運ぶといったものです。

そして、もう一点、教室での配膳時には、担任や補教者及び児童・生徒本人が食物アレルギー対応給食であるということを確認すること。これら2点につきましては、荒川区独自の取り組みとして、過去の事故を踏まえた上での対応として考えているものでございます。

もう一つ、これも荒川区独自でございますが、除去食がある日は、当該児童・生徒につきまして、その日の全ての献立のおかわりを禁止するといったものでございます。

3番でございます。食物アレルギー対応の体制です。1番目として、各校ごとに「食物アレルギー対応委員会」を組織し、これは事故後速やかに、既に行っております。全教職員が食物アレルギーのある児童・生徒の情報を共有し、適切な行動がとれるようにするというものです。

2番目、保護者と連携し、持参薬・かかりつけ医・緊急連絡先等を把握しておくこと。

3番目、学校と調理業務受託事業者が連携を図り、相互確認を行うということ。

4番目、これは区独自でございますが、アナフィラキシーというのは発作でございます。発作がもし起きた場合、アナフィラキシー発症等緊急時に確実かつ迅速に対応できるよう、全教職員が定期的に、エピペンという注射の使用をはじめとするシミュレーションの訓練を行うものでございます。

裏面に行ってくださいまして、もう一つ、本指針の取り組みを徹底し継続的に実施されるよう、各校でチェックリストにより日々の確認を行うとともに、各校での「食物アレルギー対応委員会」で定期的に検証を行うというものでございます。

4番、その他でございます。全児童・生徒に食物アレルギーに関する教育を実施し、互いに認め、助け合う力を育成するというものでございます。

最後です。食物・食材を扱う活動・授業、いわゆる給食以外のそういう活動、及び校外活動、

例えば下田や清里の行事における食事の提供につきましても、本指針の考え方に沿って対応するといったものを明記してございます。

説明は以上でございますが、別添で添付してございます冊子、これが今回の対応をまとめましたものでございますので、御覧いただければと思います。

本件につきましては、説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

教育長 若干補足させていただいて……。

委員長 お願いします。

教育長 実は私自身もこの対応指針案を定める会議に出ています、その場でかんかんがくがくの議論になったのが、食物アレルギー対応食用食器の点でした。アレルギーのお子さんについては、食器の色をほかの子たちと変えるということについて、アレルギーのお子さん自身が気にしないかというところがあったのですけれども、学校側として、きちんと教育をして、アレルギーであることについて、何ら引け目を感じる必要はない。それよりはきちんと同級生も含めて、アレルギーがあることを理解して、そうした上で誤食がないように取り組むということが必要であるという意見にまとまりました。そのアレルギー対応の食器の色については、全ての学校で同じ色にすることによって、この学校は黄色で、この学校は緑とかとしてしまいますと、また教職員の異動とかでわかりにくくなるので、荒川区については、アレルギー対応の子は、食器の色は何色ということで統一した方がいいのではないかというものでした。

そしておかわりにつきましても、そのアレルギー食だけではなくて、アレルギー食を提供する日は全部おかわり禁止にすることにしました。これは他の自治体での事故があったことを踏まえての対応なのですけれども、ちょっとかわいそうではないかというようなところがあったのですが、学校に確認したところでは、子どもたちの食が細いか太いかとか、いっぱい食べる子が少食の子かというのは大体傾向としてわかっている、アレルギーの子については、最初から食が進んでいる子であれば最初から盛りつけを多くすれば大丈夫ではないかと。それよりは、子どもたち同士の給食当番でおかわりを盛ってしまって、それが事故につながったという事例もあるので、二重三重のチェックをするためにも、厳格な取り扱いをした方がいいのではないかというような意見でした。

委員長 ありがとうございます。

小林委員 やはりお子さんの命を守ることが大切だと思います。

坂田委員 よろしいですか。

委員長 お願いします。

坂田委員 前日も発言させていただきましたけれども、今の2点について当然、御議論があるよ

うな点だと思います。比較衡量と言いますか、子どもの情緒的なこととか、クラス内における一体感といったこともあるので、どちらをどのくらい重く見るかということで、当然、御議論としてあっていいのではないかなと思います。

前回、申し上げたのがプロセスの問題なので、保健師的な観点というよりは、やはり今回の事故対応としては、配膳のプロセスをよく知っている学校の先生方の意見をよく聞いて決定するというのが非常に重要です。今のような御議論を経て決定されたということであれば、よい結果を生むのではないかなと思います。

もう一つ、別の区の委員会であったのですが、最後の点ですね。ほかの区で事件が起こっているものについてもあわせて対応すると、これも非常に重要で、マニュアルを考える時に、非常に限られた案件だけについて対応策を考えると、実はほかの案件にとって必ずしもよい結果を生むとはかぎらないということなので、それなりに生じているような案件について、この際見渡した上で、トータルに対策を考えるというのは重要な方針ではないかなと思います。

委員長 そのほか、御意見ございますか。

青山委員 意見でもいいですか。この対応指針には異議がないのですが、今、それぞれの委員の皆さんからお話があったように、この問題というのはやはり健康上、それから生徒の生命を守るという観点からの対策ということなのだと思います。同時にまたこれを実施する過程で教育的見地というのも大切なのだと思います。

そういう意味では今、意見も出たように、このアレルギーというのが隠すようなこととか、あるいは非常によくないことだということでは全くなくて、その人がそういう個性を持っているということだということを中心に教育していくという考え方が、背景に必要なのではないかなと思います。

そもそも20世紀から21世紀にかけて、社会科学では論文のヒット件数が最も多くなったのが、ソーシャルインクルージョンとダイバーシティと、この二つのキーワードだと言われています。人間のそれぞれ個人には、それぞれ強いところと弱点と両方あるというのが、それをお互いに認めるとというのが、ソーシャルインクルージョンとかダイバーシティという言葉が示す概念だと思います。そういう意味で言うと、プライバシーで隠す部分と、そうではなくてみんなが知っていていいのだという部分と両方あるのですけれども、アレルギーについてはやはり知っていたかかないと困るというほうに分類される事柄だと思います。

最近、海外のホテルを直接とると、そのホテルをとる画面で、ムスリムであるか否かと、ベジタリアンであるか否かと、アレルギーがあるか否かと、アレルギーの内容は何かと、それから障害者用の部屋を要求するのかもしれないのかということに、チェックさせる画面を持っているホテルもありまして、ヨーロッパ系、特にドイツ系なんかではそういうホテルが時々あるわけです。そ

の項目のとり方というのはそれぞれのホテルのチェーンによっていろいろなのですけれども、少なくとも食事については、普通、レストランやホテルで食事を出す場合だとかは、もう世界的にムスリムであるかどうかと、ムスリムは世界人口の4分の1いますから。それからベジタリアン、これは少数ですけれども、それからアレルギーと、これについては聞くのが常識になりつつあります。そういったことを今の子どもたちが大人になるころには、私たちが生きた時代とは違って、多分それは常識になっていると思いますので、そういったことを教える教育の仕方はそれぞれの発達段階で違いますけれども、そういう姿勢が教師には必要ではないかと思うので、この意見は申し上げさせていただきます。

委員長 活発な御議論ありがとうございます。そのほかの御意見ございますか。

教育長 お医者さんの立場で、委員長どうぞ。

委員長 荒川区独自でよく考えてつくったものですが、ほかの情報があればこの指針に加えるようにするといいですね。そして坂田委員、青山委員からも話がありましたが、アレルギーを理解するような社会にならないとだめだと思います。

やはりアレルギーについて理解してもらい、お互いに助け合う精神を養う教育を行うこと、そして当然、今回のマニュアルにありますような、アレルギー対策の徹底を図ることが大切となります。

活発な御意見、本当にありがとうございました。質疑を終わってよろしいですか。御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案第30号につきまして、討論を終了いたします。

議案第30号について、原案のとおり決定することに異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないものと認めます。議案第30号「荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針」については原案のとおり決定いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

始めに、「荒川区立小学校教員における結核患者の発生について」御説明をお願いいたします。

学務課長 それでは御説明いたします。「荒川区立小学校教員における結核患者の発生について」でございます。

骨子でございますが、荒川区立小学校教員が結核に罹患して入院したため、その対応等について御報告するものでございます。

状況及び今後の対応につきまして御説明いたします。まず1番です。罹患者でございますが、区立瑞光小学校の女性の教員でございます。肺結核という診断を受けてございます。

経緯でございますが、この先週です。平成25年10月18日金曜日、人間ドックの結果が出ました。肺に影があるとの指摘を受けたということでございます。そこで、御本人は翌19日土曜日、より詳しい検査を受けるために区内の内科の医院を受診したということでございます。内科でたんをとりましてたんの検査をしております。そのたんの検査が出たのが翌週21日月曜日でございます。そのたんの結果、結核との診断を受けたというものでございます。その日中に、診断後速やかに校長に報告があり、校長から学務課に21日夕方に報告があったものでございます。

その後、翌22日、学校から保護者の皆様へお知らせということで、子どもを通して事実について配布したものでございます。なお、当該教員につきましては21日の午後、診断を受けて以降自宅で療養してございます。

保健所と連携をとりまして、保健所の指示により、22日火曜日中に瑞光小学校の全ての教職員に対しまして胸部X線検査を実施してございます。10月23日水曜日です。水曜日に当該教員は病院に入院してございます。また、本件につきまして、その日の午後7時から瑞光小学校におきまして、保護者説明会を開催し保護者の方々に御報告をしてございます。

これまでの対応でございますが、先ほども申し上げたとおり、瑞光小学校の全教職員を対象に荒川保健所にて胸部X線撮影を実施しましたが、結核と診断された教職員はおりませんでした。

それから、これは保健所の指示に基づいてのことでございますが、このような状況において、まず、最初に健診を行う対照は当該教員の家族等、長時間接触のあった人々となるということで、それを第一同心円と専門用語で呼ぶそうでございます。また長時間接触のあった可能性という点で、この教員と接触した児童の状況も全て調査いたしました。その調査結果として、この教員と長時間接触した児童はおりませんでした。したがって、現在のところ健診対象者は家族やその親しい友人の方々となっております。

今後の対応でございますが、第一同心円と呼ばれる方々の健診結果で、万が一他にも罹患している方がいらっしゃったという場合においては、そこでさらに荒川保健所の判断がありまして、健診の対象者をその第一同心円から第二同心円というところに広げる可能性があります。その場合に児童が対象となるということは、これはゼロではない状況でございます。もし児童が保健所の判断で対象となった場合においては、速やかに健診等必要な対応を行っていくものでございます。

最後でございますが、基本的にはこの教諭について非常に軽度、初期の段階での発覚ということで、保健所からは極めて程度は軽いということで、心配は要らない可能性が高いということでございます。学校についてはそれを受けまして通常どおり運営を行っていますが、今後とも保健所と連携をとり、児童の健康管理には十分な注意を払ってまいります。

本件につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 御説明ありがとうございました。

御質問ございますでしょうか。

坂田委員 この日、ちょっと何日だったか正確には忘れましたが、朝のニュースで結核の問題をやっている、学校と病院の2件、事例を紹介されていて、学校に関しては一定数児童も罹患したという報道があったのですけれども、むしろ高野先生にこういう問題についての対応方針についてお教えいただければと思います。

教育長 では、最初にその2つの例を御報告いたします。

委員長 そうですか、よろしくお願いいたします。

学務課長 今、坂田先生がおっしゃった件、基本的に学校というのは八王子市の市立中学校のことであると思います。男性教諭が発病しながら2カ月間、1学期勤務を続けた結果、他の教諭6人と生徒9人が感染していたということがわかったということで、いわゆる集団感染という状況で、そんな関係からニュースになったものかと思います。

それと、もう一つ病院は滋賀医科大学でございまして、これは新生児の治療室や産科の関係で、小児科に勤務している看護師さんが発病しており、その結果その病院に入院していた、若しくはそこで生まれた子どもたち、700人とか大分大きな数字の人数につきまして追加の検査をする必要があると、その辺が大きく、たまたまタイミングがほとんど1日、2日たがわず出たものですから、我々も注視しました。

以上です。

委員長 意見を求められましたが、まずこの症例、この方の症状の程度はどのくらいなのか。

学務課長 保健所の説明ではレントゲンの病型で1、2、3という段階があって、1が重い状態、3が軽い状態ということで、この方は3であると。本人も自覚症状がなく。

委員長 初期感染ですか、レントゲン写真で見つかったのですか。

学務課長 レントゲン写真でわかりました。せきもしていないし、本人は自覚症状もなく、たんも誘発たんであり、いわゆるもともとたんが出ている人ではなくて、たんを強引に出して、誘発になる薬を飲んで出して検査したレベルなので、非常に初期の段階でわかったものであるという……。

委員長 対応策としてこの場合、子どもたちにツベルクリンはやらなかったのですか。接触した人たちにレントゲン写真を撮ることと、それとツベルクリン反応を見るということは。

学務課長 ツベルクリンの検査自体はやっていないのです。

委員長 保健所からそういう指示をされませんでしたか。

学務課長 今回の件ですか。

委員長 今回のものについてです。

学務課長 指示が出ていないです。その先生との接触時間について、リストに残っているものがございまして、そのリストを調べた上で時間を確認して、あとは現場の状況、その部屋の状況等も確認すれば、日照が当たっているとか、風通しの問題等々で問題ないという判断だったと。

委員長 対応は十分なされているわけですね。

教育長 教員なのですけれども、特定の学級を受け持っている担任の先生ではありません。

委員長 わかりました。僕たち医療関係者、患者に接触する者は、もう100%健康診断をしないとイケません。レントゲン写真が一番重要なのですが、僕たち医師はレントゲン写真を撮らないと、診療をする身分をはく奪されてしまうというくらい厳格なのです。ですから、学校の先生方にも積極的に健診は受けてもらって、そして異常があればツベルクリン対応できちんと見る。予防するにはそれが一番だと思います。

そして、院内感染とか学校感染も同じようなものなのですけれども、手洗いが重要なのです。ですから、常に手洗いをして清潔にして、そしてうがい。その点をきちんとしておくことが病気を予防する。だから、子どもたちに接する人たちは、僕たちの教育委員会のメンバーを含めて健康診断を必ずさせると、そこが基本になると思うのです。そうすると未然に防ぐことができますから。この先生の場合は、健康診断をやったことによって大きな問題にならなくてすんだといういい例だと思います。こういう例もテレビでやってくれるといいですね。

青山委員 全教員が毎年健康診断が義務づけられていると思うのですけれども、そのチェック体制はどうなっているのですか。

学務課長 学校保健安全法と労働安全衛生法という法律で毎年1回の健康診断が義務づけられております。その受診結果は全て学務課に回しまして、当然校長も全部チェックしますので、受診をしていない職員はいないような体制をとっています。

あと、今回はそれが4月で、さらにも今回はその教員が個人で人間ドックを受診し、結果が出たというようなことです。

教育長 ただ、今、委員長が御指摘されたように、子どもたちに直接接する教職員については、健診は言わずもがな日常的な健康管理もきちんとさせて、自分の体だけではなくて自分が病気になることによって子どもたちに感染の危険というか、子どもたちの命にかかわるということを改めて徹底させたいと考えています。

委員長 お願いします。

青山委員 そうですね。

委員長 一方、今、高齢者の結核が多いのは、体力が落ちてきて免疫力が落ちるからです。そうすると子どもたちが家庭から学校にもっていき、子どもたち同士の感染の可能性も出てきます。

それに対しても十分に考えなければいけません。いずれにしても予防医学を充実させることが大切ですので、子どもたちも含めて健康管理をきちんとしていただきたい。

小林委員 せきが出なくても結核というのはあるのですね。

委員長 あります。

小林委員 そうですか。

委員長 今は大変精度がいいものですから、レントゲン写真でかなり読み込めますし、特に荒川のがんセンターのドクターはよく読めると思うのです。ぜひ積極的に保健所と相談して下さるといいと思います。

坂田委員 今回は小学校において迅速に保護者説明会など対応をとっていただいたことは、よかったのではないかと思います。

委員長 そうですね。事務局から連絡をいただきまして、適切に対応をされていたという印象を受けました。

続いて、次の報告事項に移ります。「第22回の荒川リバーサイドマラソンの実施について」御説明お願いいたします。

社会体育課長 では「第22回荒川リバーサイドマラソンの実施について」御説明をさせていただきます。

骨子でございます。マラソンを通じまして誰もが気軽にスポーツに親しみ、明るく豊かな区民生活を営みますとともに、心身の健全な発達と相互の交流を深める契機とすることを目的といたしまして、第22回荒川リバーサイドマラソンを実施いたしますので、その内容を報告するものでございます。

概要でございます。まず主催でございますが、荒川リバーサイドマラソン実行委員会と荒川区、そして教育委員会の三者の主催となっております。

主管でございます。実際に業務に当たるのは荒川区スポーツ推進委員会、そして荒川区体育協会、荒川区陸上競技協会が中心となりまして、社会教育分野の青少年委員連絡会や小・中学校の体育連盟などにも御協力いただいているところでございます。

また、協賛といたしまして荒川ライオンズクラブ、そして東京都トラック協会荒川支部青年部から協賛金をいただいております。また、東京都水道局から東京水の提供も受けてございます。

開催期日でございますが、11月17日、日曜日の午前9時から実施する予定になってございます。タイムテーブル記載のとおり2キロ、3キロ、5キロ、8キロと順次時間差を設けましてスタートということにさせていただいております。

会場につきましては荒川区営少年運動場、こちらは荒川河川敷でございます。こちらの荒川河川敷の右岸コースを上流に向かいまして鹿浜橋先まで行って折り返すという形になってござい

ます。

内容につきましては2キロ、3キロ、5キロコースでございます。なお、例年ですと最長は10キロコースを実施しておりましたが、今年につきましては荒川の堤防強化工事がございまして、堤防が一部通行に規制がかかっている区間もございまして、安全の考慮をしまして8キロという形にしました。コースが若干変更になってございます。

参加要件としましては小学生以上、参加費は小・中学生が300円、高校生以上は1,000円となっております。

なお、申し込みですが、9月いっぱいが申込期限でしたので既にもう締め切っております。今年は2,378名のお申し込みで、昨年より150名程度減っているところでございます。

なお、経過でございますが、このリバーサイドマラソンは平成4年の区政60周年記念のときに第1回として開催いたしました。開催当初は参加申し込みが455名だったのが、昨年は2,533名と5倍以上の参加と大分伸びているところでございます。

なお、この間、年齢別に部門を増設したり、計測方法をICチップ化にするなどして現在に至っているところでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。荒川区営の少年運動場及び、コースは荒川河川敷の右側、右岸だそうです。今の御説明について御質問ございますでしょうか。

16日に九中の60周年の記念行事があります。その翌日にこのリバーサイドマラソンとなりますが、お時間の都合がございましたら御出席ください。

社会体育課長 教育長と指導室長が選手として参加する予定です。

指導室長 図書館長もです。

委員長 では、頑張ってください。よろしいですか。

次に移ります。「平成25年度の東京都スポーツ功労賞の受賞について」の御説明をお願いいたします。

社会体育課長 それでは「平成25年度東京都スポーツ功労賞の受賞について」御説明させていただきます。

表彰でございますが、表彰者は東京都知事でございます。

表彰内容につきましては、東京都におきましてスポーツ・レクリエーション活動の指導・組織化等々のスポーツ・レクリエーションの普及・振興に顕著な功績のあった者・団体を表彰するものでございます。

今回の受賞者でございます。菊地雄司荒川区柔道会会長でございます。

この表彰の対象となった功績でございますが、長年にわたりまして荒川区の柔道の普及及び

振興、青少年の健全育成に尽力され、荒川区における生涯スポーツ振興に貢献した功績が認められたものでございます。

表彰日時でございますが、11月12日の2時から、場所は都庁の都議会議事堂都民ホールで表彰を受ける予定になってございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。どなたか御説明につきまして質問はございますでしょうか。

予定してありました事項は以上でございますが、事務局、連絡事項がございますでしょうか。

教育総務課長 まず教育委員会の日程でございますけれども、記載のとおり2月28日の金曜日なのですけれども、例年行っております中学校校長会の研究発表をこの日に行いますということで、よろしく願いいたします。

私の方からは以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。

社会教育課長 お手元の資料、3点につきまして、御案内を申し上げます。

まず荒川ふるさと文化館のパネル展でございます。平成26年度、来年度でございますが、奥の細道千住サミットが荒川区で開催が決定しておりまして、そのイベントといたしまして、荒川区の俳句文化を伝える千住、日暮里の史跡、荒川区の交流都市の奥の細道に関する史跡をこのパネル展で御紹介しております。10月16日、先週の水曜日から始まりまして、12月1日までパネル展を開催しておりますので、ぜひ御覧いただければと存じます。

委員長 ありがとうございます。次、お願いします。

社会教育課長 次に『万年筆の旅～吉村昭記念文学館準備室ニュース』ということで、第2号を発行いたしましたので御案内いたします。これにつきましては来年の3月に第3号ということで発行する予定でございますのでよろしくお願いいたします。

今回の天皇陛下の吉村昭への行幸ということが一番トップにありまして、写真を掲載しております。次に吉村昭記念文学館の内部、複合施設の中に設置いたしますので、この複合施設の外觀イメージを写真として掲載しております。中身についてはこれまでの展示や書籍の御紹介、最後は大河内氏が亡くなられたということの訃報でございます。

大河内氏は、最初の記念文学館のあり方に関する懇談会において座長を務めていただいた方で、かなり吉村昭氏とかかわりの深い方で、今年の8月15日に逝去され、訃報を掲載してございます。

委員長 文学館のあり方に関する懇談会の座長さんが亡くなられたのですか。

社会教育課長 はい。

委員長 そうですか。

社会教育課長 最初の懇談会で座長をしていただいた方でございます。

続きまして、3点目でございます。家庭教育事業の記録誌「親と子」でございます。平成24年度の事業の記録が掲載してございます。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。中身の濃い報告だと思います。

社会教育課長 よろしくお願いいたします。

委員長 ぜひ持ち帰って十分読んでください。

青山委員 芭蕉のは千住から出発したのですが、このマップを見ると荒川区に芭蕉の句碑が少ないですね。もっとたくさんつくったらどうでしょうか。

教育長 そうですね。千住大橋を渡ったところに松尾芭蕉の銅像があるので、荒川区側でも来年つくろうという話があります。

青山委員 千住にちなんだ句はどんどん荒川区にも。

教育長 そうですね。

青山委員 南千住があるのですから、北千住だけではないので。

教育長 そうです。

委員長 いい御提案ありがとうございました。

では、そういうことでよろしく検討します。ありがとうございました。ほかにございますか。

小林委員 「親と子」の記録誌をみますと家庭教育学級、この事業はとていい事業だと思うのですが、この事業は生涯学習センターでやっていらっしゃるのですか。

社会教育課長 いろいろ区内のふれあい館ですとか、生涯学習センターが中心ですけれども、アクト21といった男女平等推進施設でも行いますし、全地域でやることでたくさんの方が参加できるよう努めております。ただ、家庭教育事業自体は生涯学習センターで2、3回の連続講座といった1回だけの講座ではないので、同じ場所でやるということで生涯学習センターが中心となっております。

小林委員 今のお母さんたちは孤立しがちですので、こういった事業はとても大事だと思います。

社会教育課長 やはり小さいお子さんを連れて参加するために託児もしておりますので、子どもを預けて受講できることでとても集中できるという感想もいただいています。

小林委員 そうですか。わかりました。

委員長 これ、とても中身が濃いですね。

小林委員 重要ですし、とても充実していますね。

社会教育課長 ありがとうございます。

教育長 一方で、これはそのどんな事業をやってもそうなのですから、本当は勉強してほしい御家庭がなかなか来てくれないという状況があります。問題意識を持って勉強しようという方たちは来ていただいて、より学習していただいてその効果を上げていただけるのですけれども、先ほどの委員長のお話ではないのですけれども、家庭学習とか家庭の子どもの教育とか、問題があるようなおうちに来てほしいのですけれども、なかなかそれが来ていただけないというのが問題です。

委員長 余裕が、やっぱりないのかもしれませんが。

教育長 そういったジレンマもあります。

青山委員 しつこいようですけれども、素盞雄神社の句碑というのは、随分これ古いのですね。

教育長 古いのです。

青山委員 1820年だから江戸時代につくってあるわけですね。

社会教育課長 はい。

青山委員 こういうのをどんどんアピールするといいですよ。

教育長 そうですね。本物は普段はお寺の中に入っているのです。

青山委員 そうなのですか。

社会教育課長 そうですね。

教育長 これはレプリカがなのです。

青山委員 南千住から芭蕉が出た証拠じゃないですか。

教育長 先日、講演会をして、金子兜太先生も自分も南千住から芭蕉は出立したと思うとおっしゃっていただきました。

青山委員 そうですか。

教育長 全日本俳句協会の会長さんも、太鼓判を押していただきましたので。

委員長 では、ほかにございますでしょうか。ないようでしたら、以上をもちまして教育委員会第20回定例会を閉会いたします。

引き続き協議会を開催いたします。

了